⑵1　主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下⑵1及び⑷7において「所有投資口数」という。）の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第２項に規定する市町村をいう。⑹0において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口の口数を除くこと。

（21－２）　資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

ａ　投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下ａにおいて同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⑷6に準じて記載すること。

ｂ　［略］

［⑵2～⑸9　略］

⑹0　大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

［⑹1～⑺7　略］

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵1　主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下⑵1及び⑷7において「所有投資口数」という。）の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第２項に規定する市町村をいう。⑹0において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

（21－２）　資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

ａ　投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下ａにおいて同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(47－２)に準じて記載すること。

ｂ　［同左］

［⑵2～⑸9　同左］

⑹0　大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

［⑹1～⑺7　同左］

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿